

# 第11次五島市交通安全計画

令和 3年 3月

五島市交通安全対策会議

# 目 次

計画の基本的な考え方（計画の概要） .....	1
交通安全計画体系図.....	2
第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通事故のない社会を目指して.....	3
第2節 道路交通の安全についての目標	
I 道路交通事故の現状.....	4
II 交通安全計画における目標.....	5
第3節 道路交通の安全についての対策	
I 今後の道路交通対策を考える視点	
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	
(1) 高齢者及び子どもの安全確保.....	6
(2) 歩行者及び自転車の安全確保.....	6
(3) 生活道路における安全確保.....	7
(4) 交通安全思想の普及徹底.....	7
II 講じようとする施策	
1 道路交通環境の整備	
(1) 生活道路等の人優先の安全・安心な歩行空間の整備.....	8
(2) 交通安全施策等の整備事業の推進.....	8
(3) 災害に備えた道路交通環境の整備等.....	8

2	交通安全思想の普及徹底	
(1)	各対象に行う交通安全対策.....	9
(2)	効果的な交通安全教育の推進.....	11
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	11
(4)	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進.....	13
(5)	住民の参加・協働の推進.....	13
3	安全運転の確保	
(1)	運転者教育等の充実.....	14
(2)	道路交通に関する情報の充実.....	14
4	車両の安全性の確保.....	14
5	道路交通秩序の維持.....	15
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備.....	15
(2)	救急・医療体制の整備.....	15
(3)	救急医療関係機関の協力関係の確保等.....	15
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償制度の周知.....	16
(2)	交通事故相談活動の推進.....	16
(3)	交通事故被害者支援の充実強化.....	16

# 計画の基本的な考え方（計画の概要）

## 第1 計画の性格

第1 1次五島市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、長崎県の交通安全計画に基づき、五島市における交通安全対策の大綱を定めるものである。

## 第2 計画策定の趣旨

五島市交通安全計画は5年ごとに改定し、第10次計画は、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度より始まる第11次計画を新たに策定するものである。

## 第3 計画の基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、総合的かつ長期的な交通安全施策を実現し、「交通事故のない、安全安心に暮らせる五島市」の実現を目指す。

## 第4 計画期間

この計画は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

# 交通安全計画体系図

## 計画の基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、総合的かつ長期的な交通安全施策を実現し、「交通事故のない、安全で安心して暮らせる五島市」の実現を目指す。

## 第1章 道路交通の安全

- 1 道路交通事故のない社会を目指して  
人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指す。



- 2 交通安全についての目標
  - (1) 年間24時間死者数を0人にする。
  - (2) 令和7年度までに年間負傷者数を25人以下にする。



- 3 道路交通の安全についての対策  
<4つの視点>
  - ① 高齢者及び子どもの安全確保
  - ② 歩行者及び自転車の安全確保
  - ③ 生活道路における安全確保
  - ④ 交通安全思想の普及徹底



- <7つの柱>
  - ① 道路交通環境の整備
  - ② 交通安全教育の推進
  - ③ 安全運転の励行
  - ④ 車両の安全性の確保
  - ⑤ 道路交通秩序の維持
  - ⑥ 救助・救急活動の充実
  - ⑦ 被害者支援の充実と推進

# 第1章 道路交通の安全

## 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な五島市を実現させ、子どもから高齢者まで全ての市民が相互理解と思いやりを持って行動する共生の交通社会形成を図ることが必要であり、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない安全な社会を目指すべきである。

今後、積極的に交通安全対策を推進することにより、死者数減少はもとより交通事故そのものの減少に積極的に取り組む必要があり、交通事故防止のためには、思いやりや余裕を持った運転が求められ、それにはドライバーの安全意識の向上が望まれる。

また、ドライバーだけでなく歩行者の信号無視や道路の斜め横断、自転車乗車中におけるイヤホンやスマートフォンの使用、夜間の無灯火運転等、歩行者や自転車乗車中のルールやマナーの低下が見られる現状から、市民自らの交通安全に対する意識改革が必要と考えられる。

そのためには、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながら連携を強化するとともに、市民一人一人が交通安全に関する各種活動に対して様々な形で参加し、協働していくことが大切である。

さらに、地域の安全性を統合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と合わせて、一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

## 第2節 道路交通の安全についての目標

### I 道路交通事故の現状

- ・五島市の人身事故発生件数は、過去10年間で平均53件、負傷者数は過去10年間で平均64人、死者も発生している。
- ・第10次計画（平成28年～令和2年）目標の年間負傷者数75人以下は平成28年の77名を除き達成しているが、年間死者数0人は、令和2年以外の4年間は死者が発生しており、達成できていない。

### ○五島市の過去10年間の交通事故発生件数

	人身事故発生件数	死者数	負傷者数
平成23年	72件(29)	0人(0)	83人(24)
平成24年	69件(38)	3人(3)	72人(25)
平成25年	84件(36)	1人(1)	95人(27)
平成26年	72件(28)	1人(1)	91人(23)
平成27年	54件(25)	1人(1)	64人(16)
平成28年	55件(29)	1人(0)	77人(22)
平成29年	38件(18)	2人(1)	45人(15)
平成30年	40件(10)	1人(1)	55人(11)
令和元年	28件(7)	1人(0)	29人(7)
令和2年	26件(14)	0人(0)	32人(10)
計	538件(233)	11人(8)	643人(180)

( ) 内は65歳以上の高齢者

## Ⅱ 交通安全計画における目標

### 【数値目標】

- 1.年間 24 時間死者数を 0 人にする。
- 2.年間負傷者数を 25 人以下にする。

- ・計画期間である令和 7 年まで、年間 24 時間死者数 0 人を継続する。
- ・事故減少や死者数減少に積極的に取り組み、令和 7 年までに年間負傷者数を 25 人以下にすることを目標とする。
- ・市は県、警察、関係機関等の協力の下、第 3 節の対策を総合的かつ強力に推進する。

## 第3節 道路交通の安全についての対策

### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

#### 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ・安全不確認、わき見運転、動静不注視等の安全運転義務違反の事故が多く、歩行中や自転車乗車中の操作危険性の指摘もある。
- ・従来の交通安全対策を基本とし、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、実際に発生した交通事故に関する情報収集、分析を充実し、より効果的な対策改善を図る。
- ・このような観点から、「高齢者及び子どもの安全確保」「歩行者及び自転車の安全確保」「生活道路における安全確保」「交通安全思想の普及徹底」の4つの視点を重視して対策推進を図る。

#### (1) 高齢者及び子どもの安全確保

- ・五島市の現在の高齢化率は40%を超えており、前計画から4ポイント増加しているため、今後も高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全安心に外出ができる交通社会形成が必要である。
- ・運転支援機能の過信・誤解による事故発生も考えられることから運転支援機能の技術・限界等について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく必要がある。
- ・高齢化と同時に少子化も考えなければならず、安心して子どもを産み育てることができる社会実現には、子どもを交通事故から守る観点の交通安全対策がより一層求められる。

#### (2) 歩行者及び自転車の安全確保

- ・歩行者に、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図り、歩行者が自らの安全を守る行動を促すための交通安全教育等を推進する。
- ・自転車は、自動車等に衝突された時は被害者になるが、歩行者等と衝突した時は加害者になりやすいため、ヘルメット着用推奨、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等の加入促進対策を推進する。

### **(3) 生活道路における安全確保**

- ・生活道路においては、市民が安全安心に通行できる環境を保ち、交通事故を減少させていかなければならない。
- ・自動車の速度抑制のため、道路交通環境整備、交通指導取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じる。
- ・このような取組を続けることにより「生活道路は人が優先」という意識が市民に深く浸透することを目指す。

### **(4) 交通安全思想の普及徹底**

- ・交通安全教育は、交通社会一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナー向上に努め、他の人々や地域安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。
- ・交通安全意識を向上し、マナーを身に付けるには、学習を促進して、市民が交通安全確保を自らの課題として意識改革を促すことが重要である。
- ・高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全の意識向上を図ると同時に、他の世代に対して高齢者の特性を知り、保護し、配慮する意識を高めるための啓発を強化するとともに、地域の見守り活動等を通じ高齢者の安全確保に取り組む。

## Ⅱ 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

- ・道路交通環境整備は、警察や道路管理者等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路で対策を推進してきたところである。

#### (1) 生活道路等の人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ・これまで成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者視点の道路整備や交通安全対策は十分とはいえない状況である。
- ・通学路、生活道路等において、歩道の積極的整備等、人の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。
- ・通学路交通安全を確保するため、定期的な点検実施や対策改善充実等の取り組みを支援し、交通実態に応じた対策を推進する。

#### (2) 交通安全施策等の整備事業の推進

- ・警察や道路管理者等の関係機関と連携し、円滑・快適な交通環境の確立を図るとともに、交通事故発生等を勘案し、交通安全施策の整備を推進する。

##### ① 道路交通環境整備への住民参加の促進

- ・道路交通環境の整備にあたっては、市民の視点を生かすことが重要であることから、市民の意見を、交通環境改善に反映する。

##### ② 五島市交通安全対策協議会等の活用

- ・市が設置している五島市交通安全対策協議会で施策の企画、評価進行等の協議を行い、的確に安全な道路交通環境実現を図る。

#### (3) 災害に備えた道路交通環境の整備等

##### ① 災害に備えた道路の整備

- ・台風、大雨等の災害発生時、安全安心な道路交通の確保を図る。

##### ② 災害発生時における交通情報の充実

- ・道路被災状況や交通状況を迅速かつ的確に収集し、復旧等を道路利用者にインターネットや防災行政無線等を活用し、提供する。

## 2 交通安全思想の普及徹底

### (1) 各対象に行う交通安全対策

対 象	内 容
幼 児	<ul style="list-style-type: none"><li>○心身の発達段階に応じた、交通ルールの遵守、マナーを実践する態度を習得させる。</li><li>○安全な道路通行に必要な技能・知識習得を目標とする。</li><li>○交通安全指導員による紙芝居や教材等を活用した、分かりやすい指導に努める。</li></ul>
小 学 生	<ul style="list-style-type: none"><li>○心身の発達段階に応じた、歩行者及び自転車利用者として必要技能と知識を習得させる。</li><li>○安全に道路を通行するため、危険の予測、回避、安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。</li><li>○教育活動を通じ、自転車・乗り物の安全な利用、交通ルールの意味、必要性について重点的に交通安全教育を実施する。</li><li>○交通指導員等による児童、生徒への指導を促進する。</li></ul>
中 学 生	<ul style="list-style-type: none"><li>○自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させる。</li><li>○道路を通行する際、自己安全だけでなく、他の人々の安全に配慮できるようにすることを目標とする。</li><li>○教育活動を通じ、自転車の安全利用、自動車等の特性、危険予測と回避、標識等の意味、自転車事故の加害者責任、応急手当について重点的に交通安全教育を実施する。</li></ul>

高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二輪車及び自転車の利用者として安全に道路を通行するため、必要な技能と知識を十分に習得させる。</li> <li>○交通社会の一員として交通ルールの遵守、自他の命を尊重する等の責任を持って行動できる社会人育成を目標とする。</li> <li>○自転車の安全利用、二輪車・自動車の特性、危険予測と回避運転者の責任、応急手当等について理解を深めるために、運転免許取得前の教育としての性格を重視した教育を行う。</li> </ul>
成人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車等の安全運転確保観点から、免許取得時、取得後の教育を中心に行い、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。</li> <li>○運転者としての社会的責任自覚、安全運転に必要な知識及び技術、危険予測・回避能力向上、交通事故被害者等の心情、交通事故の悲惨さに対する理解及び意識向上を目標とする。</li> <li>○県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所安全運転管理の一環として安全運転管理者等が行う交通安全教育を中心に行う。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転免許の有無等で、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意する。</li> <li>○加齢に伴う身体の変化が歩行者、運転者の行動に及ぼす影響や、運転者が見た歩行者や自動車の危険行動を理解させる。</li> <li>○道路交通状況に応じた、必要技能・知識習得を目標とする。</li> <li>○高齢者に対する交通安全推進のため、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。</li> </ul>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全に必要な技能及び知識習得のため、障害の程度に応じた、交通安全教育を推進する。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通ルールに関する知識普及による事故防止を目的とした、母国との交通ルールの違い等を理解させる。</li> </ul>

## （2）効果的な交通安全教育の推進

- ・参加、体験、実践型の教育方法を積極的に活用する交通安全教育を行う機関等は、交通安全教育の情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報提供、連携を図りながら交通安全教育を推進する。

## （3）交通安全に関する普及啓発活動の推進

### ①交通安全運動の推進

- ・交通ルールの遵守、マナー実践を習慣し、市民が交通環境の改善に向けた取り組みを推進するため、各機関・団体が連携し、交通安全運動を展開する。
- ・交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動趣旨、実施期間、実施計画について市民に周知し、交通安全運動の充実を図る。

### ②自転車の安全利用の推進

- ・自転車が道路を通行する際、車両のルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。
- ・自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面注視することの危険性等について周知・徹底を図る。
- ・自転車は、歩行者と衝突した際、加害者となる可能性もあるため事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等の加入を推進する。
- ・自転車に同乗する幼児安全確保のため、保護者に対してヘルメットを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

### ③後部座席を含めた全座席におけるシートベルトの正しい着用徹底

- ・長崎県内は、運転席のシートベルト着用率は高いが、後部座席の着用率は低い状況であるため、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。
- ・県、市町及び関係機関等が連携し、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

#### **④チャイルドシートの正しい使用の徹底**

- ・販売店等における利用者へ正しい使用の指導、チャイルドシートを必要とする方々に情報が行き渡るよう、周知徹底を推進する。
- ・6歳以上でも体格等状況により（身長140cm未満）シートベルトを適切に着用させることができない子どもはチャイルドシートを使用されることについて、広報啓発に努める。

#### **⑤飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立**

- ・飲酒運転の危険性や交通事故実態を周知するため、交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。
- ・ボランティアや各関係機関、安全運転管理者、酒類製造や販売業者等と連携し、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努める。
- ・地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みを進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

#### **⑥効果的な広報の実施**

- ・交通安全に関する広報は、広報誌、インターネット等の広報媒体や町内会、自治会の回覧等を活用する。

#### **⑦その他の普及啓発活動の推進**

- ・高齢者交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能変化が及ぼす影響等についての広報を行う。
- ・若年層等に高齢者の特性を理解させるため、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- ・季節や気象、交通実態に応じて、広報誌等で前照灯の早期点灯を促す。
- ・二輪乗用中の死者の損傷部位は頭部が多く、次に胸部となっており運転者の被害軽減を図るため、ヘルメット等着用の広報啓発活動を推進する。

#### **(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**

- ・交通指導員等に、資質向上に関する援助を行うこと等によりその主体的な活動及び相互間の連絡協力体制整備を促進する。
- ・地域実情に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民間団体等が主体となった交通安全教育・普及啓発促進を図る。
- ・交通指導員等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。

#### **(5) 住民の参加・協働の推進**

- ・交通安全は住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。
- ・このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体企業等と市民が連携した上で、地域の実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。

### **3 安全運転の確保**

- ・安全運転確保には、運転者の能力や資質向上を図ることが必要であり運転者のみならず、これから、運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。
- ・運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

#### **(1) 運転者教育等の充実**

- ・処分者講習、初心運転者講習、更新時講習、高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう講習方法の充実に努める。

#### **(2) 道路交通に関する情報の充実**

- ・道路交通に影響を及ぼす台風、大雨・竜巻等の自然現象を的確に把握し、特別警報、警報等の迅速な伝達に努めるとともに、質的向上に努める。
- ・道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供措置等の整備推進とともに、防災関係機構との情報共有やICTを活用した観測・監視体制強化を図るものとする。

### **4 車両の安全性の確保**

- ・近年、自動車に関する技術進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。
- ・交通事故のほとんどが交通ルール違反や操作ミスが多い状況において技術活用、普及促進により、交通事故の飛躍的減少が期待できると考えられる。
- ・衝突被害軽減ブレーキ普及に伴い、事故件数・死傷者数は減少傾向だが、交通事故は無くならず、事故や子どもの安全確保も課題である。

## 5 道路交通秩序の維持

- ・交通ルール無視による交通事故防止には、取締り、捜査等を通じ道路交通秩序の維持が必要である。
- ・交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故防止に資する交通指導取締りを推進する。

## 6 救助・救急活動の充実

- ・交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にするため、交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等との緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制の整備を図る。

### (1) 救助・救急体制の整備

#### ① 救助体制の整備・拡充

- ・交通事故の種類、内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備、拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進する。

#### ② 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

- ・大規模道路交通事故等において、多数の負傷者が発生する事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣チーム（DMAT）等の連携による救助・救急体制の整備を図る。

#### ③ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

- ・現場の応急手当により、救命効果向上が期待できるため、自動体外式除細動器（AED）使用の応急手当啓発活動を推進する。

### (2) 救急医療体制の整備

#### ① ドクターへリ事業の活用

- ・負傷患者の救命率向上や後遺症軽減のため、医師等が同乗し、救命医療を行うドクターへリを円滑に活用するための整備を図る。

### (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

- ・救急医療施設の迅速かつ円滑な収容確保のため、緊密な連携・協力関係確保を推進し、受入れ・連絡体制の明確化を図る。

## 7 被害者支援の充実と推進

- ・交通事故により肉体・精神・経済的打撃、かけがえのない生命を絶たれたりした交通事故被害者支援は重要であるため、犯罪被害者等基本法（第161号）の下、交通事故被害者支援の施策を推進する。
- ・交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる。

### （1）自動車損害賠償制度の周知

#### ①無保険（無共済）車両対策の徹底

- ・自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であり広報活動等で周知し、無保険の車両運行防止を徹底する。

#### ②任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

- ・自賠責保険（自賠責共済）の他に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）について、交通事故被害者救済等の充実に資するよう、引き続き啓発を行う。

### （2）交通事故相談活動の推進

- ・交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務推進を図り、内容の多様化、複雑化に対処する。
- ・交通事故相談所において、五島市のホームページや広報誌の活用により相談活動周知を図り、当事者に対し相談機会を提供する。

### （3）交通事故被害者支援の充実強化

#### ①自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

- ・交通事故被害者支援の情報周知を図り、交通事故被害者に対し広く支援情報を提供する。
- ・交通遺児学用品購入扶助料支給制度や市町村交通災害共済の充実と市民に対する周知を図る。

#### ②交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

- ・交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行うために交通事故相談所の活動を推進し、犯罪被害者支援団体等と連携を図る。